

資料編

1 策定の経過

年度	調査実施年月日	実施内容
平成24年度	平成24年5月11日	第1回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
	平成24年5月22日	第1回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成24年8月9日	第2回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成24年8月16日	第2回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
	平成24年9月	学校を通じて、小中学生調査を実施
	平成24年9月28日 ～10月15日	郵送により、市民健康意識調査を実施
	平成24年10月～11月	乳幼児健康診査時に、出産・子育てに関する調査を実施 郵送により、刈谷市で健康づくりに関する活動を行っている5団体へヒアリング調査のために事前に調査票を配布
	平成24年10月～11月	郵送により、刈谷市内の事業所50社へアンケート調査を実施
	平成24年10月 ～平成25年1月	刈谷市で健康づくりに関する活動を行っている5団体へアンケート調査、 面談によるヒアリング調査を実施
	平成24年11月	庁内関係部署へ進捗状況調査を実施
	平成24年11月～12月	アンケート調査に回答した事業所のうち7社へ面談によるヒアリング調査 を実施
	平成25年1月24日	庁内関係部署へ面談によるヒアリング調査を実施
	平成25年2月25日	第3回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成25年3月14日	第3回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
平成25年度	平成25年7月9日	第1回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成25年7月23日	第1回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
	平成25年8月21日	第1回 健康日本21かりや計画策定懇話会 開催
	平成25年9月24日	第2回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成25年10月15日	第3回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成25年10月22日	第2回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
	平成25年10月30日	第2回 健康日本21かりや計画策定懇話会 開催
	平成25年12月6日 ～平成26年1月6日	パブリックコメントの実施
	平成26年1月17日	第4回 第2次健康日本21かりや計画作業部会 開催
	平成26年1月23日	第3回 第2次健康日本21かりや計画策定部会 開催
	平成26年1月31日	第3回 健康日本21かりや計画策定懇話会 開催

2 策定の組織

(1) スーパーバイザー（平成25年度）

所属等	役職名	氏名
あいち健康の森健康科学総合センター	センター長	津 下 一 代

(2) 健康日本21かりや計画策定懇話会

①名簿（平成25年度）

所属等	役職名	氏名
刈谷医師会	会長	◎ 野村 英雄
刈谷医師会	副会長	斎藤 敏明
刈谷市歯科医師会	会長	宮野 吉和
刈谷市薬剤師会	会長	二口 知広
刈谷市社会福祉協議会	会長	澤田 明慶
刈谷市自治連合会	副会長	渡邊 富香
刈谷市老人クラブ連合会	副会長	太田 庸也
刈谷市婦人会連絡協議会	副会長	江坂 美佐代
刈谷市子ども会育成連絡協議会	専務理事	川本 美絵
刈谷市スポーツ推進委員協議会	会計	二宮 由美子
刈谷市保健推進員連絡協議会	顧問	深谷 隆子
刈谷市食生活改善協議会	顧問	秋本 満子
子育て・子育てNPOスコープ	代表	赤松 妙子
愛知県衣浦東部保健所	所長	服部 悟
公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団	げんきプラザ 運営マネージャー	糸魚川 靖子

◎…懇話会会長

②設置要綱

健康日本21かりや計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 第2次健康日本21かりや計画を策定するに当たり、市民等の意見を反映させるため、健康日本21かりや計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、第2次健康日本21かりや計画の策定について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2次健康日本21かりや計画が策定されるまでとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 懇話会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉健康部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、第2次健康日本21かりや計画が策定された時にその効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。